

事務連絡  
令和7年3月28日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者  
水道用水供給事業者 } 殿

国設専用水道の設置者 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

飲料水健康危機管理実施要領の一部改定について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

令和7年4月1日より、健康危険の程度の判断や情報の的確な把握・対策の検討に資するうえでの情報収集先である国立保健医療科学院の一部が、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人国立環境研究所へ移管すること等に伴い、「飲料水健康危機管理実施要領」を同日付けで一部改定することとしましたので送付します。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

国土交通省 水管理・国土保全局  
水道事業課

TEL : 03-5253-8111 担当 : 山口、渡部

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp